

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について
を審査するため、12 月 10 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 16 号は、平成 27 年 4 月開園予定である橋本こども園の指定管理者
について、公募を行ったところ 3 法人の応募があった。橋本こども園指定管
理者選定委員会を開催し、7 項目の審査基準について合計 100 点に設定し評
価した結果、委員 1 人あたりの平均点が最高の 71.5 点であった社会福祉法
人子どもの家福祉会を指定管理者として平成 27 年 4 月から 32 年 3 月までの
5 年間指定するものである。

委員から、当該法人の各審査項目の得点について ただしがあり、(1)
こども園での適切な教育・保育の提供能力は 19.7 点、(2) 指定管理業務を
安定して行う能力は 13.4 点、(3) 子育て支援及び地域との連携は 10.5 点、
(4) 給食は 7.3 点、(5) こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制
は 6.6 点、(6) 円滑な引継ぎ保育の確保は 10.1 点、(7) 申請理由及び発
達支援保育は 3.9 点であった との答弁がありました。

統廃合される橋本保育園や橋本東保育園、橋本幼稚園に現在就業中の職員
は、橋本こども園に継続して雇用されるのか とのただしがあり、指定管理
者審査基準には、円滑な引継ぎ保育の確保として、現在就業中の嘱託、臨時
職員の雇用に努める、との項目がある。統廃合を行った市内の他のこども園
等では多くの職員が継続して雇用されている状況であり、同こども園におい
ても、希望者は指定管理者による基準を満たせば雇用されるものと考えてい
る との答弁がありました。